

研 修 等 報 告 書

平成29年5月1日

笠岡市議会議長 殿

(出張者) 議員 仁科 文秀



下記のとおり研修等を実施したのでその結果を報告します。

記

【1】日本経営協会の研修

住 所	名古屋市東区東桜1-13-3
電 話	(052) 957-4172
案 件	地方自治体監査の基礎実務
期 日	平成29年4月18日(火) 13時から4月19日16時まで
応 対 者	講師 公認会計士・税理士 (前) 総務省公益法人会計基準実施検討委員会委員 都井 清史 氏
状 況	知紙符真のとおり
訪問施設	NHK名古屋放送センター内教室(名古屋市東区東桜1-13-3)
概 要	最近、住民監査請求が増える傾向にあり、笠岡市でも市役所担当課の不作為等により、地域住民に被害が及んでいる、市民の税金が無駄に使われているのではないかという連絡や相談を受ける機会があった。監査業務の範囲の広がりや深まりを感じている。 地方自治体には、最少の経費で最大の効果を上げることが求められている。言うは易く行うは難しであるが、監査にあたっての心構え、基礎実務の確認のため、研修に参加した。

	<p>講義では、監査する上での注意点や損益計算書・貸借対照表などの資料の見方について説明があった。たとえば、よく起こることとして、随意契約について500万円を10回に分けて50万円ずつの随意契約にしている例があるが、これは違法である。相見積をとっているか、積算しているかなどの注意点について指摘があった。</p> <p>また、監査においては、不正・誤謬はもちろんのこと、効率性・合理性が強く求められることを地方自治法や監査基準を例に出して強調された。</p> <p>きょうの参加者は約50人であったが、監査事務局の局長や職員が多く、中には4月から新しく監査の担当になった職員もいた。</p> <p>監査の基準・対象・範囲は各自治体により差がある。一般会計はもちろん、とくに水道や病院などの公営企業監査の重要性に触れ、また、大切なこととして財政援助団体を含めた多くの団体を回っていくことに大きな意義がある、と講義を締めくくられた。不正を出さない土壌づくり、環境づくりに言及された。</p>
添付書類	研修等資料